

地域公共交通関係の支援制度について

令和4年8月30日
北陸信越運輸局
交通政策部 交通企画課



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

I. 地域公共交通関係の支援制度

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

III. 関連する支援制度

地域公共交通確保維持改善事業

1. 地域公共交通確保維持事業

幹線バス交通、コミュニティバス・デマンドタクシー、離島航路・航空路の運行(航)等

2. 地域公共交通バリア解消促進等事業

○公共交通のバリアフリー化

○利用環境の改善

○地域鉄道の安全性向上

3. 地域公共交通調査等事業

地域公共交通計画等の策定に係る調査等

(参考)関連する支援制度等

【インバウンド対応】

公共交通利用環境の革新等
(観光庁・国際観光旅客税充当事業)

地方への外国人旅行者の誘客に向けたシームレスな公共交通の利用環境の整備の支援。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁)

観光地や公共交通機関、宿泊施設における訪日外国人旅行者の円滑かつ快適な受入環境整備の支援。

【LRT・BRT導入】

低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業
(環境省・国土交通省連携事業)

低炭素型の社会を目指し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進。

【地域鉄道の安全性向上】

鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局)

【地域公共交通ネットワークの再構築】

(独)鉄道・運輸機構による出資制度

I. 地域公共交通関係の支援制度

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

III. 関連する支援制度

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

令和4年度予算額
207億円(前年度比1.01倍)

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
 - ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

令和4年度予算額 1億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

1. 地域公共交通確保維持事業

陸上交通：地域間幹線系統／地域内フィーダー系統

2. 地域公共交通バリア解消促進等事業

(1) バリアフリー化設備等整備事業

(2) 利用環境改善促進等事業

3. 地域公共交通調査等事業

4. 地域公共交通協働トライアル推進事業

5. 地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

1. 地域公共交通確保維持事業

陸上交通：地域間幹線系統／地域内フィーダー系統

1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）



北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

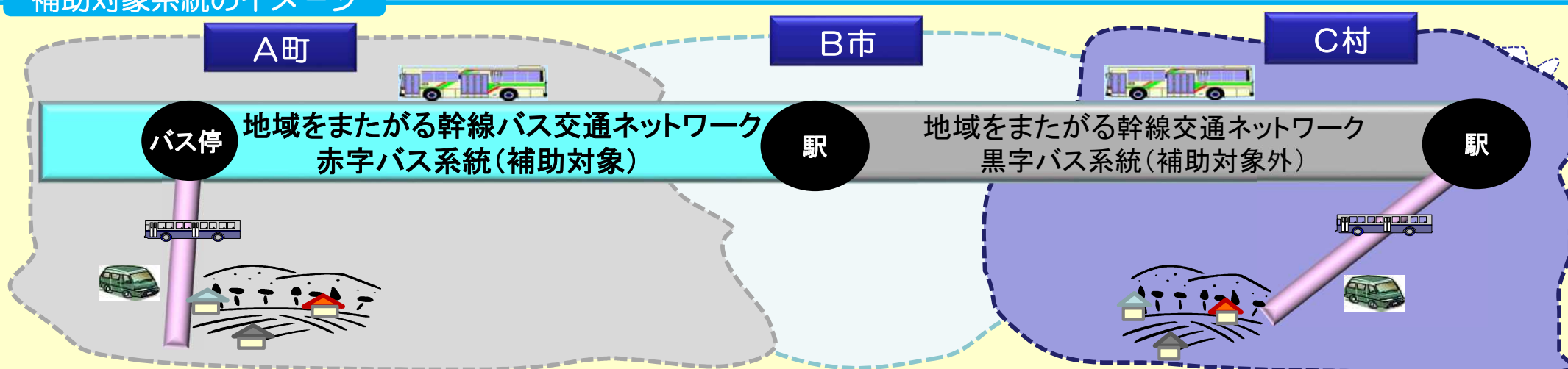
○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

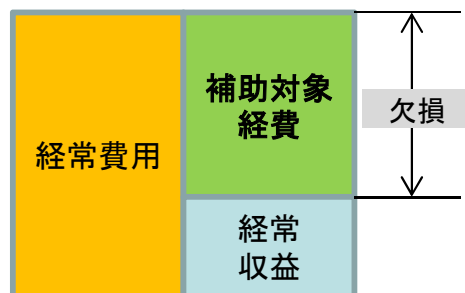
○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

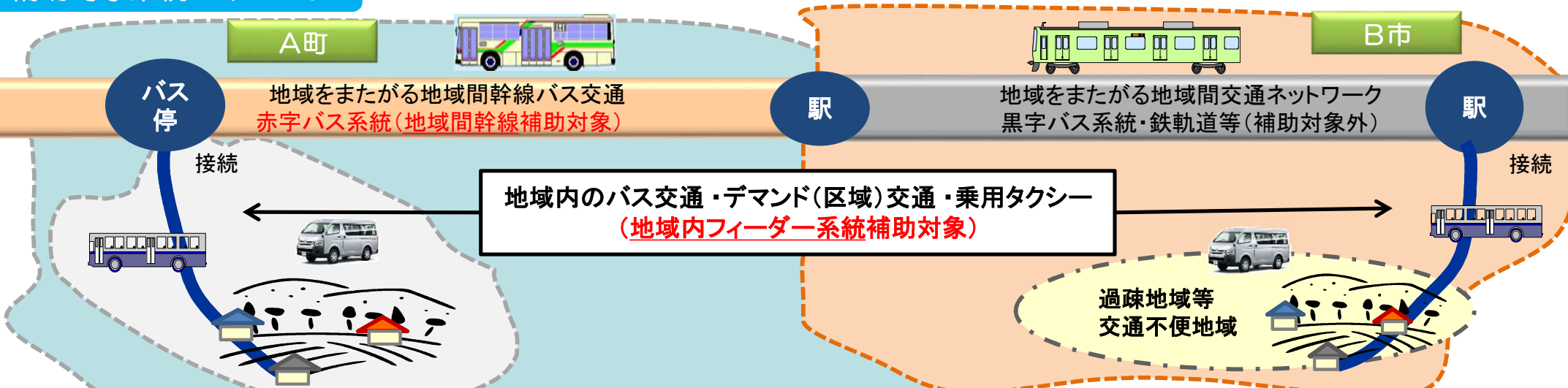
1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

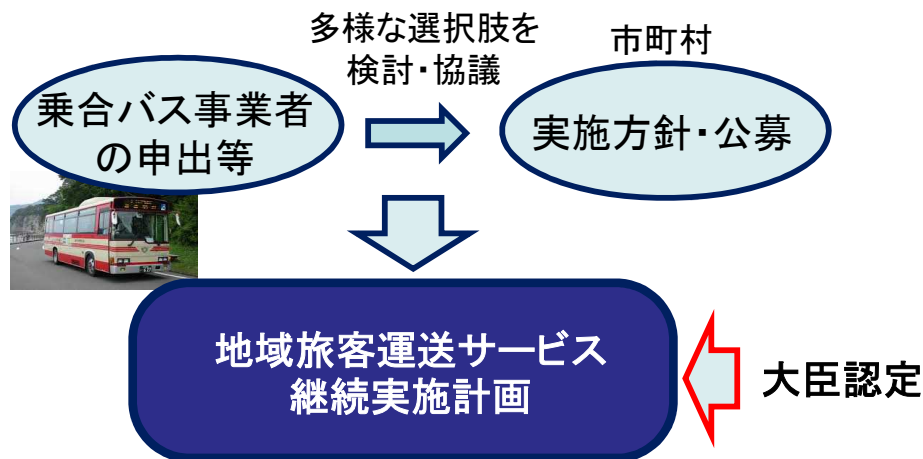


北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法（6ヶ月前までの事前届出）ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

サービス継続の例



（実施方針に定めるメニュー例）

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）



② コミュニティバスによる継続



③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続



④ タクシー（乗用事業）による継続



⑤ 自家用有償旅客運送による継続



⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用



計画策定

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費（協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等）

【補助率】1／2（上限500万円）

サービス継続事業に係る運行費補助

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差

【補助率】1／2

※タクシー（運賃低廉化）については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。

※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。

1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※ 令和6年度までは乗合事業者も対象

【公有民営補助】

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※ 令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象
- 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通利便増進計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可)

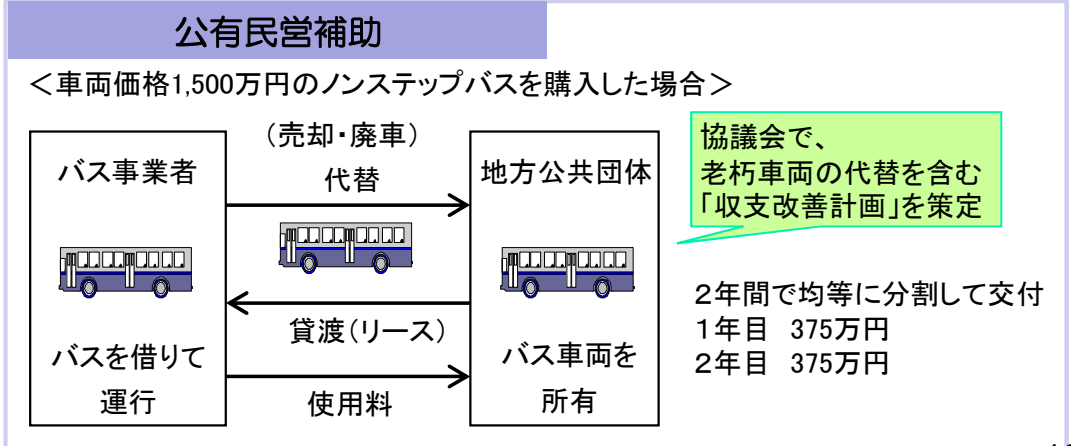
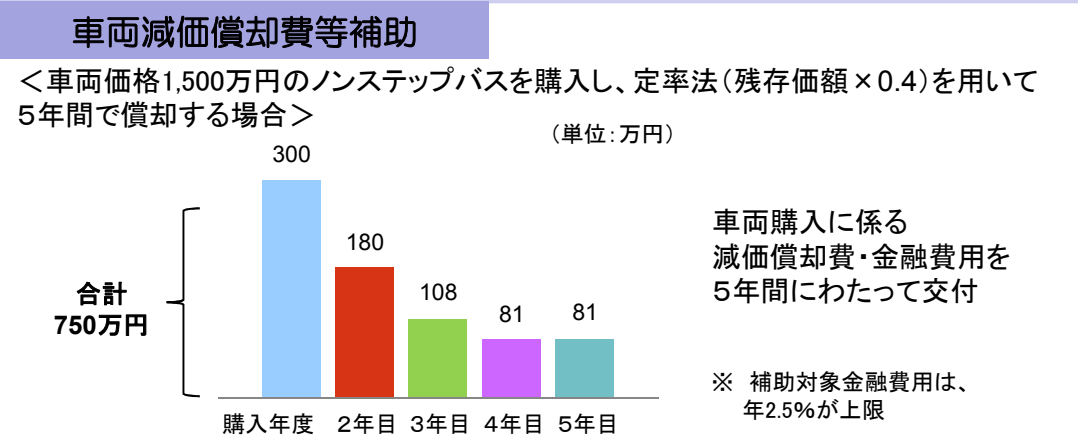
【公有民営補助】

補助対象車両購入費用
※補助対象経費の限度額
① ノンステップ型車両：1,500万円
② ワンステップ型車両：1,300万円
③ 小型車両：1,200万円
④ 都市間連絡用車両：1,500万円
- 補助率

1/2
- 主な補助要件

 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ



1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）

自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助

- 過疎地域等における高齢者等の足を確保するためには、バス・タクシーと自家用有償旅客運送を適切な役割分担のもと組み合わせ、持続可能な地域交通を実現する必要がある。
- このため、「成長戦略実行計画」に基づき、自家用有償旅客運送の実施の円滑化のために制度を見直すこととあわせ、その導入を促進するために市町村、NPO等による車両購入等を支援する。

【自家用有償旅客運送の実施の円滑化】

（「道路運送法」（令和2年6月3日改正）に位置づけ）

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化



地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】●乗車定員10人以下の車両（一括補助）

●運転者の講習受講料

【補助率】1／2

【補助要件】●法定計画に位置づけられた確保維持事業（運行費補助）の対象系統の運行の用に供するもの

●自家用有償旅客運送の用に供するもの



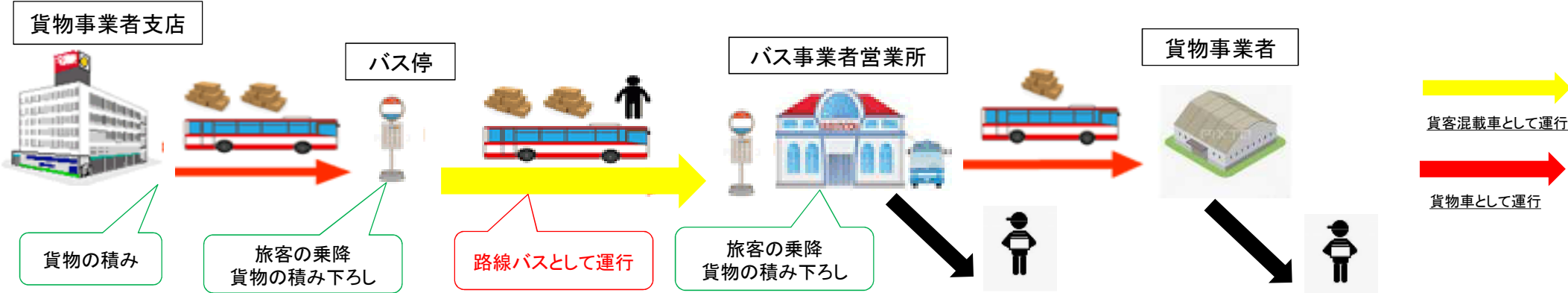
1.地域公共交通確保維持事業（陸上交通:車両購入等に係る補助）

貨客混載のための車両改造費補助

背景・目的

- 人口減少・少子高齢化に伴う輸送需要の減少や自動車運送業の担い手不足により、過疎地域等において生活交通の確保・維持や物流サービスの持続可能性が深刻な課題となっている。
- このような中で、バス等の運行とあわせて貨物を輸送する「貨客混載」を導入することで、物流サービスの確保とあわせて、バス等の運行に係る生産性向上（収支改善）を図ることができ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現につながる。
- このため、必要な車両の改造費等を支援することにより、貨客混載の導入を促進し、もってバス等の運行に係る収支改善につなげることとする。

貨客混載の例



車両改造費補助

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】車両の改造費用（座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置、荷物固定のための柵購入及び設置等の費用）

【補助率】1/2

【補助要件】●法定計画に位置づけられた系統の運行の用に供するもの

●法定計画において貨客混載の導入による収支改善目標を記載

座席の撤廃等



II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

2. 地域公共交通バリア解消促進等事業

- (1) バリアフリー化設備等整備事業
- (2) 利用環境改善促進等事業

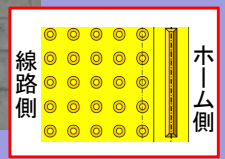
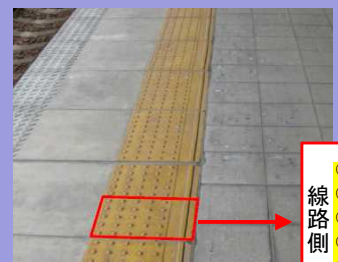
高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等 ・補助率：1／3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消（※）、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）
補助率：1／3



車椅子用階段昇降機



視覚障害者誘導用ブロック

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入
補助率：1／4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1／2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入
補助率：1／3



福祉タクシー

※駅等のエレベーター整備など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において支援。

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。

- ・補助対象事業者：交通事業者等
- ・補助率：1／3等

支援対象メニュー(例)

○LRTシステムの導入に要する経費



＜低床式車両の導入＞



＜停留施設の整備＞

※ LRT: 低床式路面電車による幹線的な交通システム

○BRTシステムの導入に要する経費



＜連節バスの導入＞

※ BRT: 連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

◆LRT・BRTの導入について、下表の左欄に掲げる事業は、それぞれ右欄のとおり補助率をかさ上げ。

事業	補助率
「地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される事業	2／5
地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1／2
地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1／2

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

3. 地域公共交通調査等事業

地域公共交通調査等事業

地域公共交通調査事業

地域公共交通計画策定事業

◇地域公共交通計画の策定支援

地域公共交通利便増進事業

利便増進計画策定事業

◇地域公共交通利便増進実施計画の策定支援

利便増進計画推進事業

◇地域公共交通利便増進実施計画に基づく利用促進や事業評価の取組みの支援

地域旅客運送サービス継続推進事業

継続実施計画策定事業

◇地域旅客運送サービス継続実施計画の策定支援

継続実施計画推進事業

◇地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進や事業評価の取組みの支援

地域公共交通バリアフリー化調査事業

◇移動等円滑化促進方針の策定支援

 北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

[illegible]

3.地域公共交通調査等事業（地域公共交通利便増進実施計画に基づく利用促進や事業評価の取組の支援）

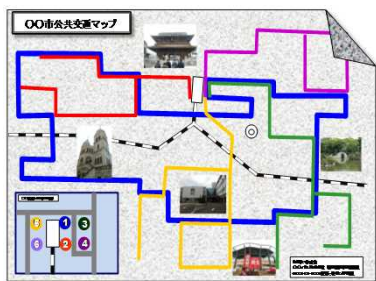


北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価（協議会運営・フォローアップ等）に要する経費を支援

- ・補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- ・補助率：1／2
- ・補助対象期間：地域公共交通利便増進推進事業（利便増進計画推進事業）：地域公共交通利便増進実施計画の認定から最大5年間（認定期間内に限る。）

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成（※1）



企画切符の発行（※2）



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施（※3）

※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象

※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。

※3 モビリティマネジメント：過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証（満足度調査、OD調査等）
- ・検証結果を踏まえた目標達成状況の評価（協議会委員の旅費・日当等）

背景・目的

○ 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。

○ そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

サービス継続の例

乗合バス事業者の申し出等

多様な選択肢を検討・協議

市町村

実施方針・公募

地域旅客運送サービス継続実施計画

大臣認定

(実施方針に定めるメニュー例)

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)

② コミュニティバスによる継続

③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続

④ タクシー(乗用事業)による継続

⑤ 自家用有償旅客運送による継続

⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

計画策定

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費(協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等)

【補助率】1/2(上限500万円)

サービス継続事業に係る運行費補助

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差

【補助率】1/2

※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。

※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。

【補助対象経費】

大分類	小分類	実施要領(具体的経費)
利用促進に係る事業	①公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費	・公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等(地域住民のみならず他地域からの来訪者を対象としたものも含む。)の作成・配布に要する経費
	②公共交通・乗継情報等の提供に要する経費	・WEBページ作成費(保守管理費を除く。)、ポスター等作成費、広報費、乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用
	③割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費	・割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費(乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。)、広報費、調査費等(割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。)
	④地域におけるワークショップ等の開催に要する経費	・会場借料、講師招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(活性化法法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。ただし、次に掲げる費用はこの限りでない。) ・イベント等における地域公共交通の利用方法の説明会(いわゆる「乗り方教室」)において用いるバス等の借料(体験乗車等の旅客の運送に係るものを除く。)及びそれらと一体的に実施するスタンプラリー等において用いるスタンプカード等の印刷に要する経費
	⑤モビリティマネジメントの実施に要する経費	モビリティマネジメント(居住地域、学校、職場、特定路線等のターゲットを絞り、大規模かつ個別的な働きかけにより自発的な行動変容を促すコミュニケーション施策。以下「MM」という。)実施に係る以下に掲げる経費をいう。 ・現況等の調査(MMの一環としての事前調査・行動調査等をいう。)に要する経費 ・MM対象者に対するコミュニケーションアンケートの一環としての情報提供、行動プラン表の作成・配布・回収及びフィードバック等の実施に要する経費 ・MM対象者に対する体験乗車チケットの発行(いわゆる「お試し用」として配布するものに限り、運賃制度に組み込まれて恒常的に実施するものを含まない。)に要する経費 ・MM対象者に対するノベルティの作成(コミュニケーションアンケートの回収率の向上等を目的として提供するボールペンなどを対象とし、高額なものを含まない。)に要する費用
計画の達成状況等の評価に係る事業	①効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費	・地域公共交通計画等に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費
	②協議会開催等の事務費	・会場借料、専門家招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(活性化法法定協議会の主催により、評価を実施するものに限る。) ※当該費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

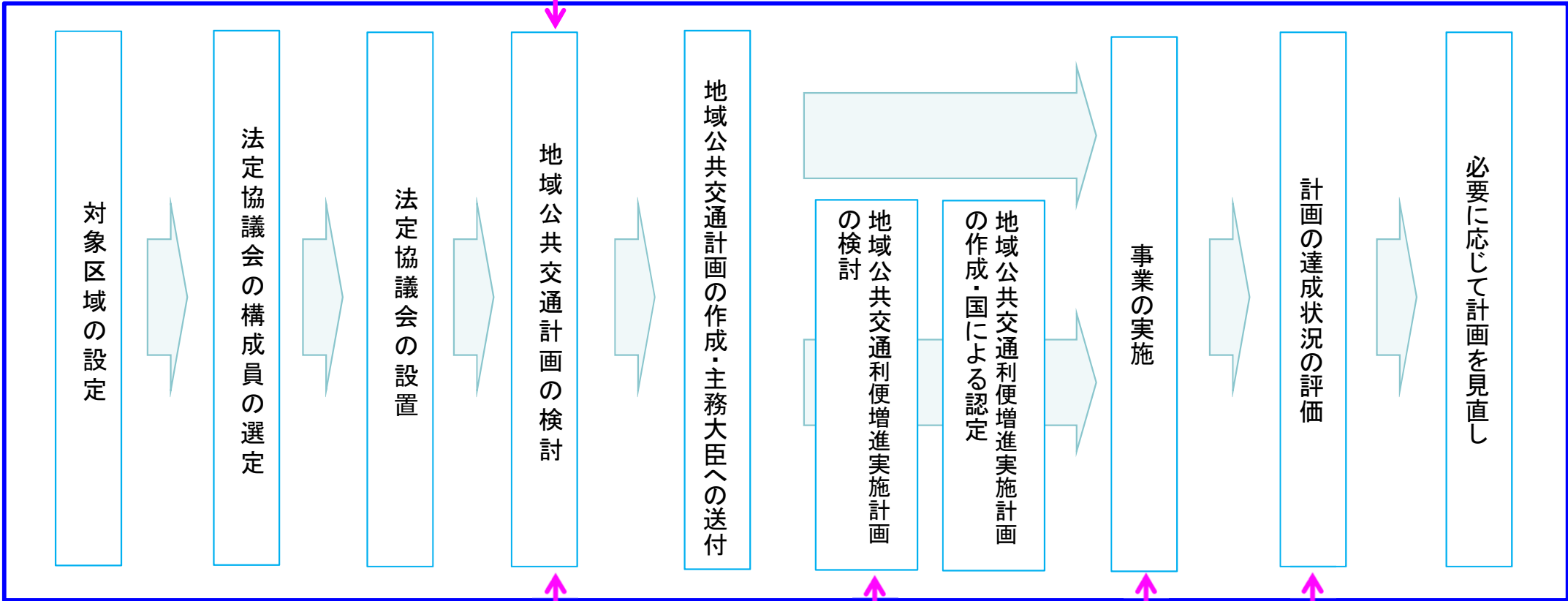
※地域公共交通利便増進事業(利便増進計画推進事業)と地域旅客運送サービス継続推進事業(継続実施計画推進事業)とで補助対象経費は同様21-

3.地域公共交通調査等事業の活用イメージ

ケース1

地域公共交通計画を策定

地域公共交通調査事業
計画策定事業
【補助内容】計画策定経費
【補助率等】1／2(上限額500万円)



ケース2

地域公共交通計画及び
地域公共交通利便増進実施計
画を策定

地域公共交通調査事業
【補助内容】計画策定経費
【補助率等】1／2(上限額500万円)

地域公共交通利便増進推進事業
利便増進実施計画策定事業
【補助内容】計画策定経費
【補助率等】1／2(上限額1,000万円)

地域公共交通利便増進推進事業
利便増進実施計画推進事業
【補助内容】利用促進・事業評価経費
【補助率等】1／2(認定期間内(最大5年間))

地域公共交通利便増進推進事業

(参考)交通サービスインバウンド対応支援事業(交通サービス調査事業)

令和4年度予算額 27億円の内数

交通サービス調査事業

調査事業

◇訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。)

- 補助対象者:多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体
- 補助率:1/2(上限額1,000万円)
- 補助対象経費:地域データの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等

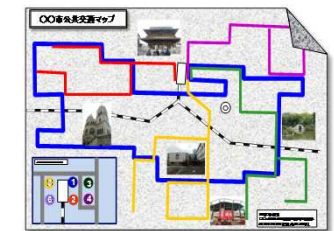
利用促進事業

◇訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業
(二次交通対策に係るものに限る。)

- 補助対象事業者:多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体
- 補助率:1/2

■利用促進に対する支援の例

外国語版公共交通マップ・総合時刻表の作成、多言語表記の公共交通機関の乗り方ガイド、パンフレット
乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用 等



(外国語版公共交通マップ・総合時刻表の作成)

※二次交通対策:公共交通であって観光地に直接アクセスするもの(複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む)に係る取組

活用事例

- ・訪日旅行者の二次交通に関するニーズ調査
- ・二次交通案内整備のための調査
- ・路線バスへのFIT等の移動需要の取り込み方策検討のための調査
- ・ICカードの利用環境調査
- ・多言語版観光交通案内HPの作成 等

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

4. 地域公共交通協働トライアル推進事業

4.地域公共交通協働トライアル推進事業



趣旨

- 平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村を中心に地域公共交通計画(旧地域公共交通網形成計画)の策定が進む(令和4年1月末までに671件)一方で、都道府県の主導による交通圏全体を見据えた地域公共交通計画の策定は、一部の先進的な地域に限られている。
- 地域公共交通を巡る環境が厳しさを増しているとともに、地域住民の広域的な移動ニーズ、災害の広域化、長大鉄道路線の廃止等を踏まえ、これまで以上に広域的な地域公共交通ネットワークが重要となっている。
- このため、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置により、インセンティブを付与して後押しすることで、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

概要

1. 地域公共交通調査等事業の特例

- 地域公共交通計画の策定への支援について補助上限額を緩和

令和元年度～
都道府県及び複数の市町村を構成員に含む法定協議会 補助率1/2(上限1,500万円)(※)
上記以外(単独市町村等) 補助率1/2(上限500万円)

※以下の要件を満たす計画の策定を支援。

- ①公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載
- ②交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載
- ③都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載

⇒交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた計画を策定・推進

2. 地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統、地域内フィーダー系統)の特例

- 1. の要件を満たす地域公共交通計画を策定した法定協議会に対し、インセンティブを付与

(1) 地域内フィーダー系統

【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする。

【特例】・3年間に限り、地域公共交通計画の対象区域内の複数の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額(原則と同様の合計額)の範囲内で、法定協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分。

<イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C町	交通圏(A市・B市・C町)
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

(2) 地域間幹線系統

・3年間に限り、みなし運行回数によるカット措置を適用除外とする。
(過去に補助対象となっていない系統に限る。)

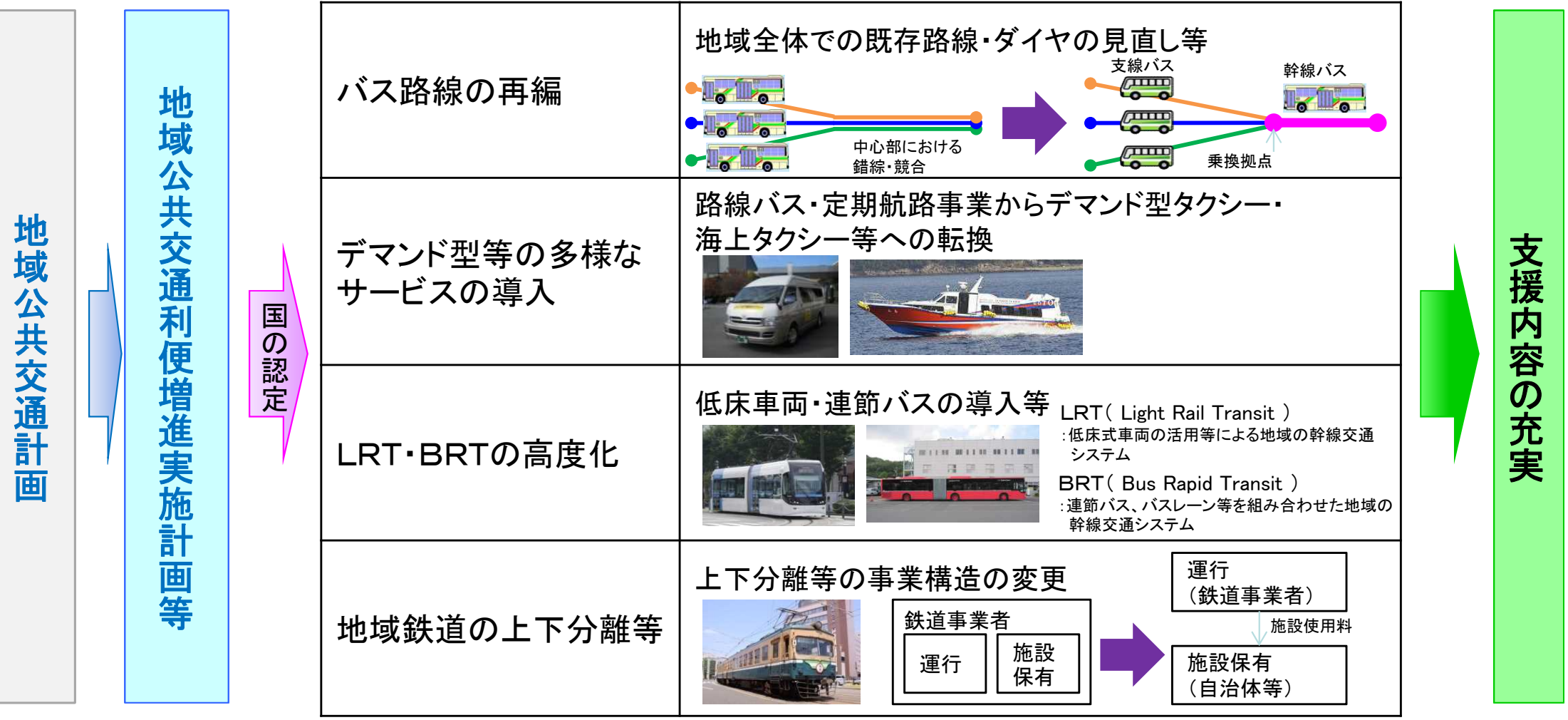
⇒複数市町村にまたがる交通圏全体を見据え、幹線交通とフィーダー交通との最適な組合せを柔軟に検証

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

5. 地域公共交通ネットワークの再編に 対する重点的な支援

5.地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

- 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対して重点的な支援を実施。
- 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
 - LRT・BRTの高度化
 - 地域鉄道の下分離等



5.地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援(特例措置)

	通常の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられている場合の支援内容
地域公共交通計画・地域公共交通利便増進実施計画の策定等【地域公共交通調査等事業】	地域公共交通計画策定 (補助率:1/2 上限500万円。都道府県が、交通圏ごとに区域内の複数の市町村と協働して策定する場合は上限1,500万円)	地域公共交通利便増進実施計画策定 (補助率:1/2 上限1,000万円) 利用促進・事業評価 (補助率:1/2) ※最大5年間
路線バス・デマンド型タクシーの運行【地域公共交通確保維持事業(陸上交通:地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助)】	対象系統 【地域間幹線系統】 ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が15人～150人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率:1/2)	対象系統 【地域間幹線系統】 イ. <u>路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統</u> ⇒ ・①及び③の要件の適用除外 ⇒ ・支線系統における小型車両(乗車定員7～10人)の補助対象化 ロ. <u>イ.の対象となる系統以外の系統</u> ⇒ ・③の要件の緩和(最低輸送量:3人/日) 【地域内フィーダー系統】 ①の要件:政令市等以外とする地域限定の解除 ②の要件: <u>従前から運行している系統のみなし適合</u> 【共通】 車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は公有民営補助 (補助率:1/2)
離島航路の運営【地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)】	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業 (補助率:1/2)	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業、 <u>左記の補助対象航路から転換する人の運送をする不定期航路事業及び人の運送をする貨物定期航路事業</u> (補助率:1/2)
LRT・BRTの整備【地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)】	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率:1/3)	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率:2/5(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業を実施する場合や、立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)も策定されている場合は、1/2)) (注)国の認定を受けたものに限る。
地域鉄道の安全対策【地域公共交通バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)】	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、財政力指数が厳しい自治体が負担する費用相当分については1/2))	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、 <u>自治体が負担する費用負担相当分については1/2</u>))

5.地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援(バス交通)

需要規模が小さい地方部のバス路線について、ミニバンやセダンといった車両へのダウンサイジングと合わせて増便や定時性の向上などのサービス改善やデマンド交通への転換を行う取組等に対して支援を拡充し、地域公共交通ネットワークの効率化・再編を推進(地域公共交通利便増進実施計画に基づく特例)

【地域間幹線系統】

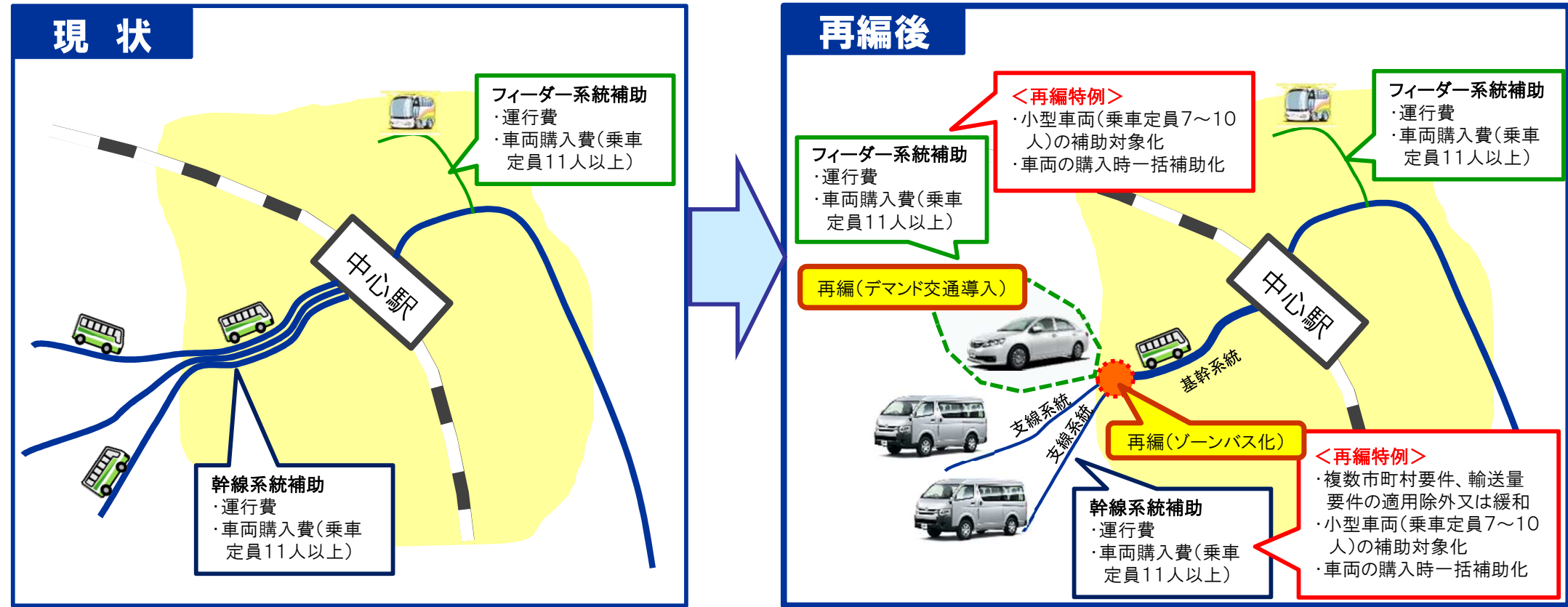
- ・ゾーンバス化等により、基幹系統と支線系統とに運行系統を分けることで地域間幹線補助系統の要件を満たさなくなる系統についても補助対象化(複数市町村要件、輸送量要件の除外)
- ・上記の対象となる系統以外の系統について輸送量要件(15人／日)の緩和(3人／日)
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両(乗車定員7～10人)を補助対象化

【地域内フィーダー系統】

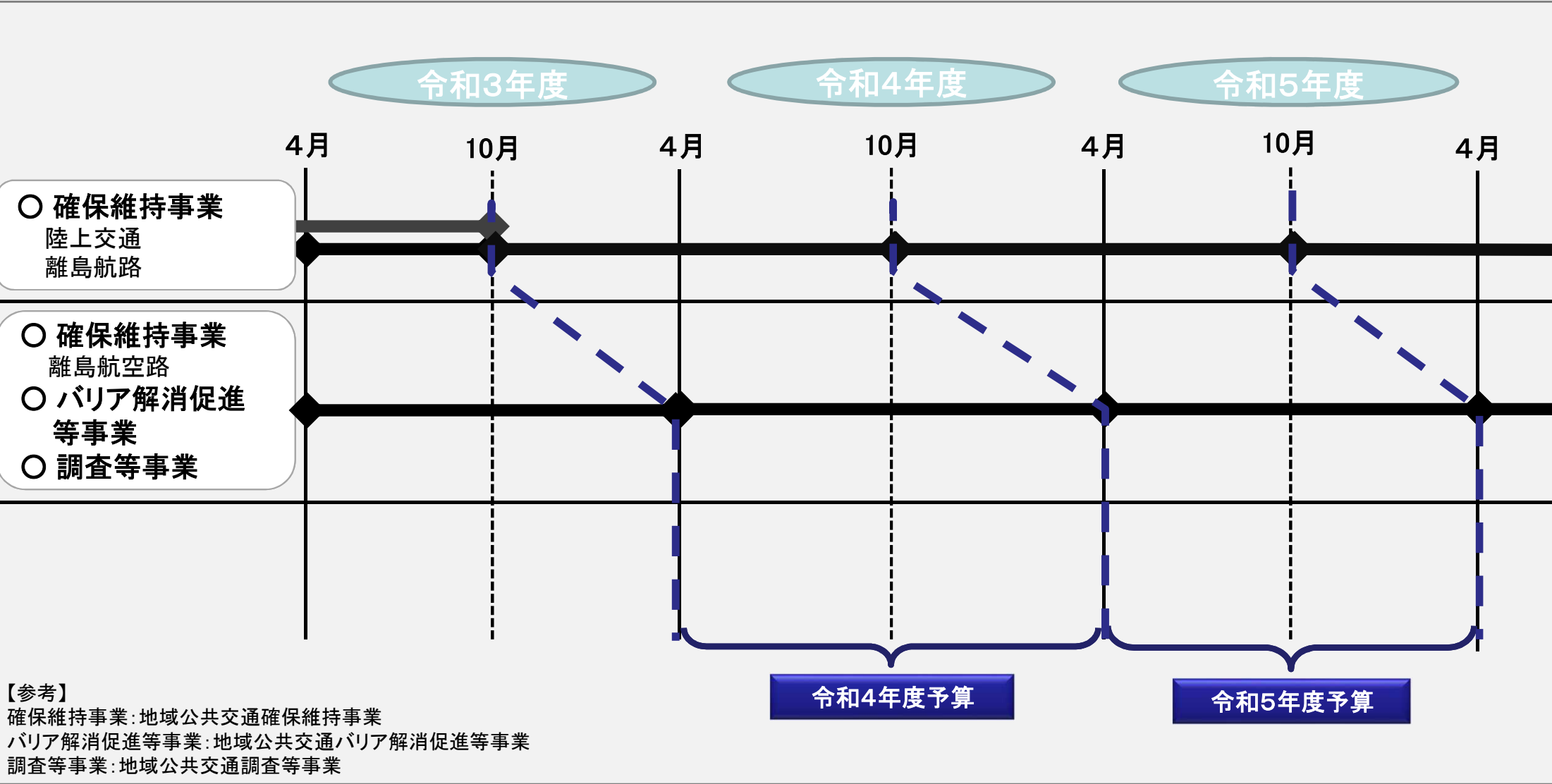
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両(乗車定員7～10人)を補助対象化

【共通】

バス会社の資金繰りや金融費用削減のため、車両の購入時一括補助化



※「ゾーンバス化」:運行地域のバス交通の拠点となる乗継ポイントを設定し、乗継ポイントを起点に中心部までの路線を「基幹系統」、乗継ポイントから周辺地域への路線を「支線系統」に役割分担すること。 -29-



- 事業年度(補助対象期間)
 - 陸上交通及び離島航路に係る確保維持事業：10月～9月
 - 上記以外の事業：4月～3月

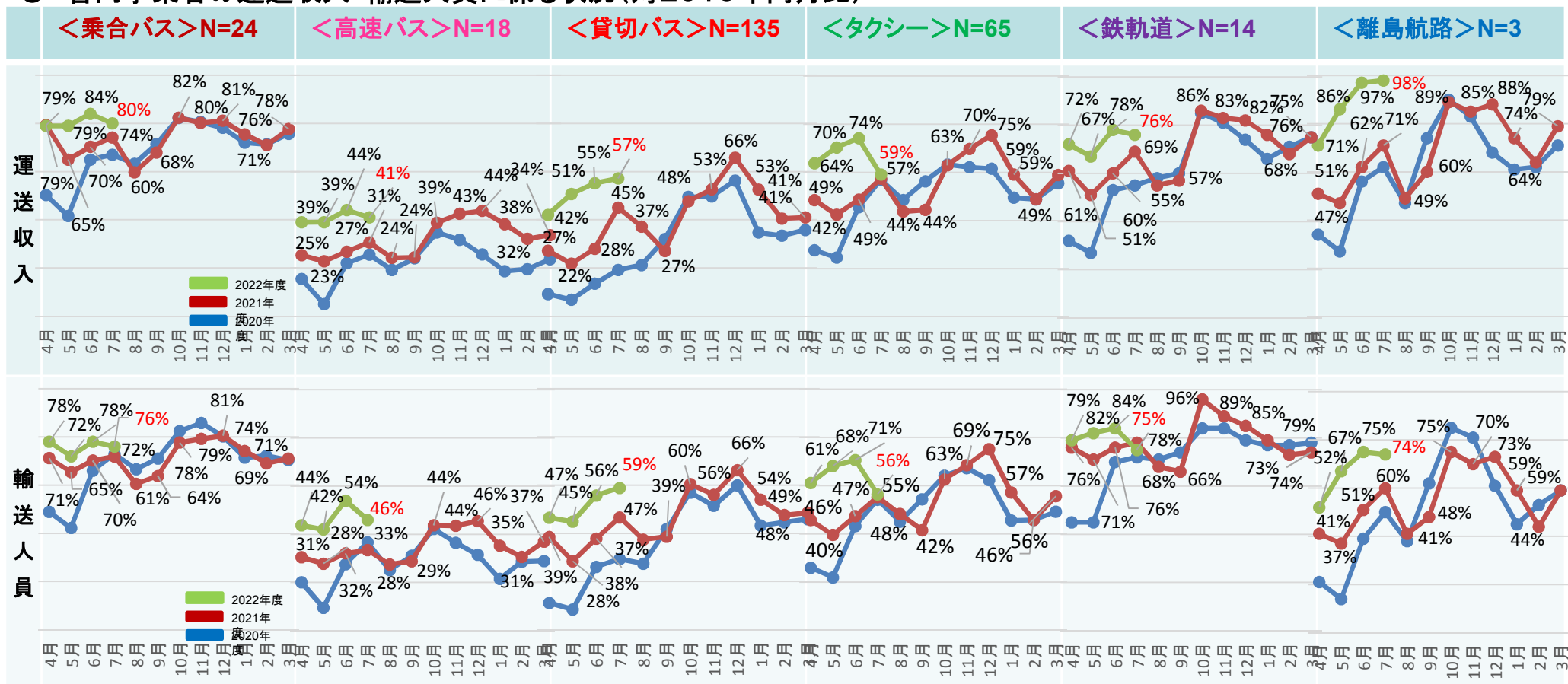
(参考)北陸信越運輸局管内の状況(新型コロナウイルス感染症関連)



北陸信越運輸局
Hokuriku-Shin'etsu District Transport Bureau

交通事業者の概況

● 管内事業者の運送収入・輸送人員に係る状況(対2019年同月比)



・自動車、鉄軌道モードについて、7月は集計日までに集約できた数値で計上

■コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(一部抜粋)
(令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府)

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業社等の支援といった取り組みをしっかりと後押しする。

**「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、
これまでに、約1,100自治体(約3,500事業)が地域公共交通を支援。**

※地方運輸局等より地方公共団体に聞き取り(令和4年5月9日時点)。実施予定を含む。

感染防止対策

【取組例】

- ・感染防止用設備の取得費や車両等の消毒作業費の支援
- ・乗合デマンド交通や通学バスの増便に要する経費の支援

運行支援

【取組例】

- ・事業者に対する支援金の給付
 - 事業者に対する一律支援
 - 運行系統数や車両保有台数等に応じた支援
- ・燃料価格上昇分を含む燃料費に対する支援
- ・線路や車両などの維持費や修繕費の支援

MaaS等の新たな地域交通体系整備

【取組例】

- ・密回避を目的としたMaaS事業(車内混雑情報等)への支援
- ・MaaSの導入を見据えた地域公共交通計画の策定に向けた実証事業の支援
- ・MaaS等の新たな交通体系を整備するための調査

その他

【取組例】

- ・高齢者等のタクシーの初乗り運賃補助やタクシー券配布への支援
- ・インバウンド対応等のためのマルチキャッシュレス決済機器の導入経費の支援
- ・タクシー事業者がテイクアウト商品を宅配した場合の宅配費用への支援

青森県	秋田県	奈良県	島根県	宮崎県	
地域公共交通基盤維持特別対策事業費	地域公共交通等利用促進緊急対策事業	奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金	公共交通設備整備等支援事業	みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業	公共交通事業者等特別利子補給事業
約4.8億円	約2.6億円	約2億円	約1.2億円	約2.4億円	約3000万円
交通事業者への奨励金の給付や線路や船体などの維持費への支援	①車両数に応じた補助等 ②地域交通乗って応援！キャンペーン	旅行者と観光事業者(交通事業者含む)の安心・安全を確保することを目的とした、感染症予防のための取組を支援	感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成	公共交通事業者等と県による「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」を展開し、公共交通利用促進	厳しい経営環境にある交通事業者の資金繰りを支援するため、利子補給を実施
■補助対象 ・広域路線バス ・民営鉄道 ・フェリー	■①補助対象・額 バス:20万円/台 タクシー:5万円/台 三セク鉄道: 安全対策費 ■②補助対象 貸切バス・貸切タクシー・三セク鉄道貸切列車:運賃・料金の1/2を助成	■補助対象 感染症拡大防止対策に要する備品(サーモグラフィ、非接触検温器、パーティション、自動手指消毒器等)の購入・設置に係る経費 ■補助率 2/3(上限400万円)	■補助対象 交通系ICカード導入 経費、Wi-Fi設置費等 ■補助率 1/6~2/3	■支援内容 ・里帰り利用促進支援 ・県民利用促進支援 ・プロモーション	■融資枠 30億円 (1事業者当たり24億円を上限) ■利子補給率 1.4%以内

(参考)地方創生臨時交付金(第1次・第2次)の主な活用事例(市町村)

北海道釧路市	茨城県 ひたちなか市	岐阜県郡上市	高知県高知市	広島県広島市	沖縄県名護市
修学旅行・合宿誘致促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業	観光事業者経営安定化補助金	高知市旅客運送事業者経営維持給付金	バス、路面電車などの交通事業者への支援	交通弱者買物支援事業
約3500万円	約800万円	約2.9億円	約3.7億円	約8億円	約4000万円
修学旅行・合宿誘致の支援	1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助	貸切バス・タクシーを含む観光事業者の施設固定費を補助	交通事業者に支援金を給付	交通事業者に対し、PASPY(広島県交通系ICカード)による運賃割引に要する経費を補助	日用品及び必需品等の買い物のタクシー移動を支援
■補助対象 釧路市内の貸切バス事業者を利用し、かつ、釧路市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものが対象 ■補助額 1日1両あたり5万円を助成	■補助事業者 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通 ■補助対象 割引分経費	■補助対象 施設固定費(光熱水費、通信費、賃借料) ■補助率 2分の1(上限/月) 法人150万円 個人10万円	■補助額 ・路線バス : 35万円/台 ・高速バス、貸切バス、路面電車、タクシー : 25万円/台	■補助率 2/3 ■対象期間 令和2年7月～3年3月	■補助額 初乗料金 1回:560円 ※上限4回

(参考)地方創生臨時交付金(第3次)の主な活用事例

富山県		徳島県	福島県いわき市	栃木県鹿沼市	沖縄県うるま市
公共交通運行協力支援事業	タクシー・高速バス等事業者の事業継続への支援	公共交通利用回復支援事業	いわき版MaaS推進事業	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	タクシー利用促進チケット事業
約7.2億円	約4.2億円	6億円	約2000万円	約550万円	約3500万円
減便を控えて運行を維持する交通事業者を支援	事業継続のため、車両維持費を支援	公共交通事業者の事業継続に向け、安全運行や利用促進を支援	タクシー配車&おつかいタクシーMaaSプロジェクト等を支援	ワクチン接種対象者(高齢者等)の接種会場までの移動を支援	市内のタクシー事業者を支援するため、タクシーの利用を促進
■対象事業者 鉄軌道 乗合バス	■対象事業者 タクシー 高速バス 貸切バス ■補助額 タクシー :17万円/台 高速バス :50万円/台 貸切バス :50万円/台	■補助内容 ・鉄道や路線バスの混雑解消のための増車への支援等 ・県内公共交通機関等の需要を喚起するプレミアム交通券の発行 等	■補助内容 地域サービス「おつかいタクシー」の取組みと連携し、デリバリー商品の発注からタクシーによる配達を一括するICTシステムを構築、運行する事業を支援	■補助額 ・コミュニティバス、デマンドバス :運賃無料 ・タクシー :料金から自己負担額(1,000円/回)を差し引いた額を支給	■補助内容 市内飲食店等で一定額以上を消費した場合に帰りのタクシーチケット(560円分、当日限り有効)を交付

(参考)地方創生臨時交付金(事業者支援分)の主な活用事例

宮城県	神奈川県	新潟県新潟市	山口県	高知県高知市	長崎県
宮城県定時定路線・生活維持支援金	地域公共交通事業者感染症対策支援事業費	バス・タクシー事業者緊急支援事業	公共交通事業継続支援事業	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金
約3.6億円	約6.0億円	約1.4億円	約5.8億円	1.5億円	約4.5億円
コロナの影響により経営に大きな影響が生じている交通事業者に対して事業継続を支援	地域生活や経済活動を支える交通事業者に対し、 <u>消毒に係る経費を支援</u>	<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している公共交通事業者に対して支援金を交付</u>	公共交通事業者の事業継続に向け、 <u>車両・船舶の維持経費や感染症対策経費を補助</u>	<u>日曜・祝日に市内全線のバス、電車及びデマンド型乗合タクシーの運賃を無料にし、利用促進を図る。</u>	<u>ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する補助</u>
■補助額 法人タクシー :10万円 +1万円/台 個人タクシー :10万円 乗合バス :20万円/台 阿武隈急行 :7500万円	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 乗合バス :8万円/台 タクシー :2万円/台	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 ・乗合バス 1社当たり:50万+ 車両台数×10万 ・法人タクシー 1社当たり:25万+ 車両台数×4万 ・個人タクシー 車両台数×4万	■補助率 10/10	■補助対象 運賃相当額・効果測定費用・広告費・車両備品等、利用促進費用(関連イベント開催等)	■補助内容 国の3次補正予算で実施する実証運行について、補助対象経費の1/2を支援

(参考)地方創生臨時交付金(R3補正)の主な活用事例

埼玉県三郷市	新潟県新潟市	長野県	鳥取県鳥取市	愛媛県	長崎県
高齢者移動支援事業	バス・タクシー利用者支援事業	公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業	生活交通確保対策事業費	公共交通運行継続特別支援事業費	公共交通事業継続緊急支援費
約2.1億円	約2.0億円	約560万円	約590万円	約5.4億円	約11.5億円
高齢者に、日常生活等における移動支援を行うため市内タクシー利用券を配布	新型コロナウイルス感染拡大に伴い減少している公共交通利用者を増加させるため、利用者に対する各種支援を実施	県内公共交通機関におけるキャッシュレス決済を推進するため、乗合バス事業者が行う機器導入等に係る費用を支援	AI技術を活用した配車サービスシステムによる定額制乗合タクシーの実証実験に係る経費を支援	感染症の影響により、厳しい経営状況となっている県内公共交通事業者の運行継続に対して支援	新型コロナウイルス感染症の影響で、 <u>運送収入が大きく減少している公共交通事業者の事業継続のための支援</u>
■補助対象者 65歳以上の高齢者(基準日2月1日時点で三郷市に住民票があるかた) ■助成内容 1人5,000円(500円券×10枚) ■配布方法 郵送(2月中旬を予定)	■補助対象 ・ICカードへのポイントチャージ等(3,000円分) ・路線バス1日乗車券の半額補助(500円分) ・タクシー割引券の配布(300円分)	■対象事業者 乗合バス事業者 ■補助対象経費 QRコード決済やクレジットカード非接触決済対応の車載器、システム導入等の初期費用に要する経費 ■補助率 2/5以内	■対象事業者 タクシー事業者 ■補助率 10/10	■対象事業者 輸送収入が減少した県内公共交通事業者 ■支給額 ・鉄軌道事業者 90万円/両 ・乗合バス事業者 60万円/台 ・航路事業者 60~910万円/隻	■対象事業者 ・路線バス ・高速バス ・地域鉄道事業者 ・航空路事業者 ・航路事業者 ・タクシー事業者

(参考)地方創生臨時交付金(R3補正)の燃料価格高騰対策への活用事例

愛知県			広島県	長野県駒ヶ根市
バス事業者燃油価格高騰対策支援金	タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金	定期航路事業者燃油価格高騰対策支援金	地域公共交通燃油費高騰緊急支援事業	原油価格高騰対策応援事業
約1.0億円	約2300万円	約2100万円	約1.3億円	約1300万円 (他業種支援含む)
県内乗合バス事業者に対し、2021年12月～2022年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ■補助額 131千円／台 ■対象事業者 名鉄バス(株)、豊鉄バス(株)、知多乗合(株)、名鉄東部交通(株)、あおい交通(株)(高速バス、コミュニティバス、貸切バス車両は対象外)	県内タクシー事業者に対し、2021年12月～2022年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ■支援額 26千円／台 ■対象事業者 法人タクシー、個人タクシー、福祉限定タクシー	以下の定期航路事業者に対して、2021年12月～2022年3月までの燃料費上昇分相当額を支援。 ■支援対象者 名鉄海上観光船(株)、西尾市、伊勢湾フェリー(株)	燃油費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対して、<u>影響額の一部</u>を緊急的に補助する。 ■対象事業者 バス、旅客船、タクシー ■補助内容 燃油費高騰前の令和3年9月を基準とし、10月以降の高騰影響額の1/2を補助	■対象事業者 路線バス運行事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、運転代行業者 ■補助額 ・バス… 市内の営業車両台数10台以上30万円、10台未満20万円 ・タクシー… 営業車両台数10台以上30万円、10台未満10万円 ・運転代行業者… 一律10万円

I. 地域公共交通関係の支援制度

II. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

III. 関連する支援制度(観光庁予算)

1. 背景

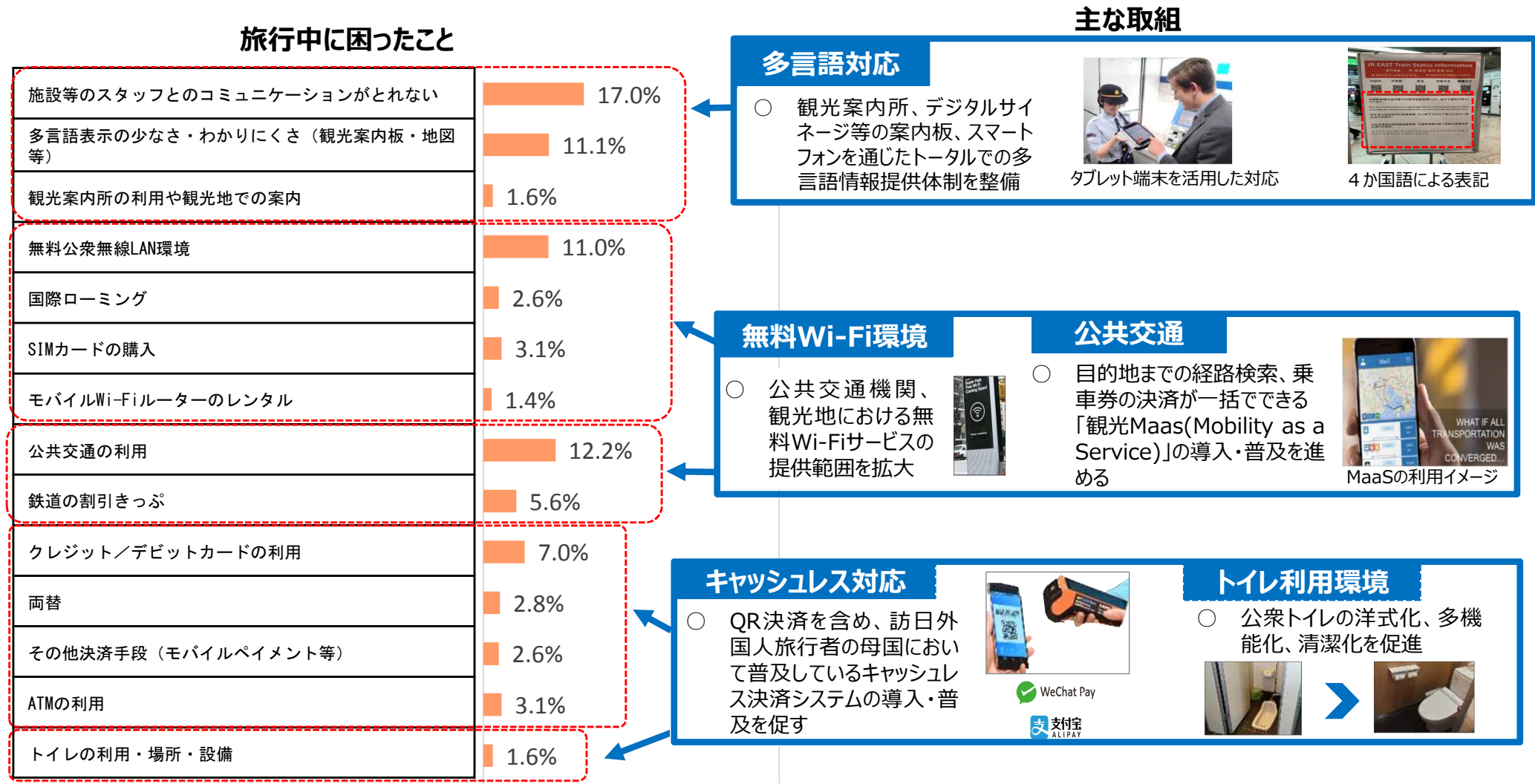
2. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

3. 地域一体となった観光地の再生・高付加価値化事業

4. 公共交通利用環境の革新等事業

1.背景（訪日外国人の不平不満）

○ 外国人旅行者へのアンケート調査の結果より、訪日外国人旅行者の主な困りごとは「多言語対応」「無料Wi-Fi環境」「キャッシュレス対応」「公共交通」「トイレ利用環境」。これらの調査結果を踏まえ、空港・港湾、公共交通等の移動手段、観光地に至るまで、より一層快適でストレスフリーな旅行環境の実現が必要。



出典：令和元年度「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」（観光庁）

2.訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

令和4年度予算額 27億円

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

■災害時の避難所機能の強化

非常用電源装置の設置 防災トイレの整備



無料Wi-Fiの整備



等

■災害時・急病時の多言語対応強化

デジタルサイネージの整備



翻訳機器等の整備



等

■感染症対策の充実

アクリル板の設置



足踏式手指消毒器等の設置



サーモグラフィー等の導入



等

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備



案内表示の多言語化



タブレット端末の整備



決済端末等の整備



等

サーモグラフィー等の導入



DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)



※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

■バリアフリー環境整備

客室のバリアフリー化



浴室のバリアフリー化



食堂の段差の解消



トイレのバリアフリー化



等

混雑状況の「見える化」



等

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記



多言語案内用タブレット端末等の整備



無料Wi-Fiの整備



トイレの洋式化及び機能向上



全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



移動円滑化



感染症対策



等

【補助率】 1/2、1/3 等

2.訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 補助対象メニュー

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率	事業主体
3分の1 等	公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備



トイレの洋式化等



・洋式トイレ、多機能トイレの整備



キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等



旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)



・LRTシステムの整備



・インバウンド対応型バス・タクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・ジャンボタクシーの導入



・スロープ型タラップの整備



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



感染症対策



・駅・車両の衛生対策

レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリによる情報提供

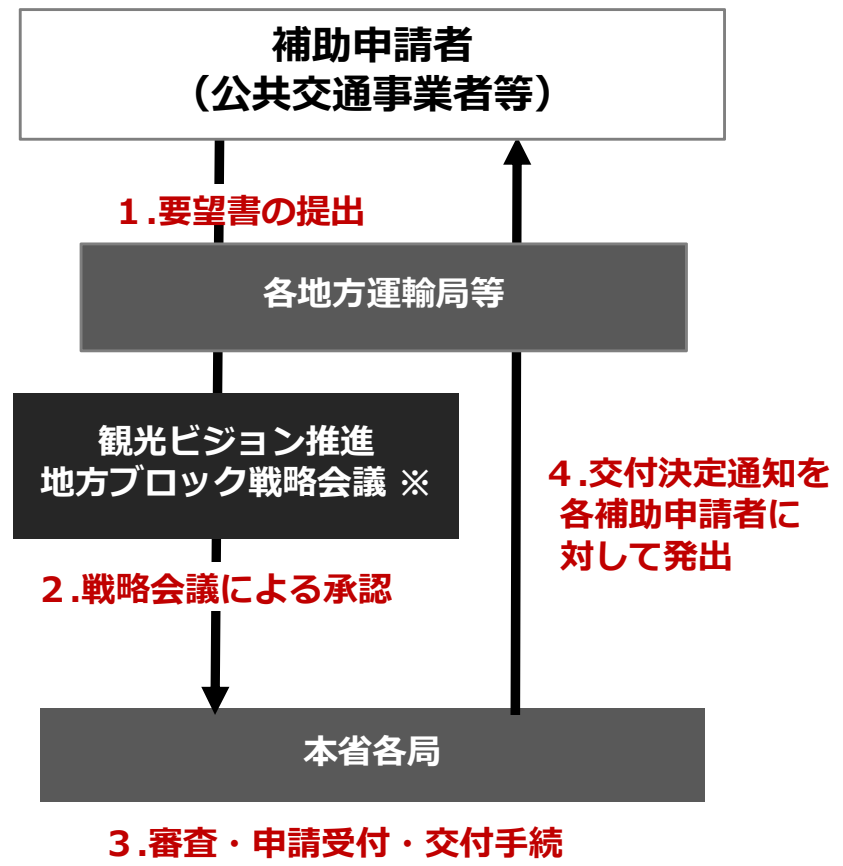


・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



※上記の他、交通サービス調査事業(訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査・利用促進等)への支援を実施【補助率:1/2 (調査については上限1,000万円)】



- 1. 補助申請者は、地方運輸局等に要望書を提出
- 2. 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議による承認
- 3. 本省各局が要望書を審査し、申請受付・交付決定手続を実施
- 4. 本省各局より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を各補助申請者に対して発出

※ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議：

「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標の実現に向け、全国10ブロックにおいて地方整備局、地方運輸局等が中心となり、国の他の出先機関や知事・政令市長、地元経済界の代表等を交えて地方ブロック戦略について意見交換を行う

地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等により、地域の集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、**地域観光の高付加価値化**を目指す事業の取組について支援を行い、もって、観光地の魅力向上と交通事業者の高品質化の両立を図る。

支援スキーム

交通事業者が地域の観光関係者と連携して、観光地への誘客や地域内の周遊性の向上、観光地としてのブランド力の強化に資するような取組等に対して支援。

※いずれも観光地、観光施設、宿泊施設等の利用者増加や収益力向上の効果が見込めるものであること。

【観光分野】（下記事業者等最低1者）



宿泊施設



旅行会社



観光施設



【交通事業者】（バス、鉄道、旅客船等最低1者）



バス



鉄道



旅客船

支援事業(例)

【貸切バス 旅行会社等と連携した・生活交通】新規ツアーの実施



【支援対象（想定）】

- ・ツアープロモーション経費
- ・旅行会社等と連携して造成する新規ツアーのために生じた運行経費

等

【生活交通】宿泊施設等と連携した、観光の足としての生活交通の活用



【支援対象（想定）】

- ・宿泊施設と連携したダイヤ改正経費
- ・実験期間中の運行費
- ・各種プロモーション費用 等

【イベント】公共交通を活用した観光イベントの開催



【支援対象（想定）】

- ・イベント列車用の改造経費
- ・イベント列車運行費
- ・プロモーション費用 等

4.公共交通利用環境の革新等

令和4年度予算額 1百万円

※令和3年度補正予算事業（約100億円の内数）も活用

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備（3点以上）

①多言語対応(事故・災害時等を含む)



②無料Wi-Fiサービス



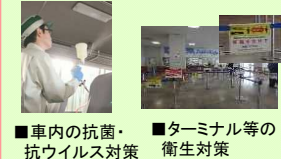
③トイレの洋式化



④キャッシュレス決済対応



⑤感染症拡大防止対策



※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

✚（あわせて⑥～⑨を支援可能）

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上



⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等



空港・港湾

空港・港湾
アクセス

長距離移動
(交通拠点間)

二次交通

周遊地域

訪日外国人旅行者の
来訪が特に多い
観光地等

補助率

補助対象事業者

1/2
(①～⑤のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)

公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等